

主な指摘事項【介護老人保健施設】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	介護保健施設サービスの取扱方針	<p>身体的拘束等の適正化を図るための措置について、以下の点で不備が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等について報告するための様式を整備していない。</li> <li>・現に実施している身体的拘束について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、適正化対応策担当者である看護職員が口頭での報告を行っているのみであり、かつ当該委員会の議事録に報告内容の記載がない。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、個々の事例について、分析及び検討がなされていることがその議事録から確認できない。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について、全員が受講したことが分かるよう報告書を提出させるなど記録を残すこと。また、新規採用時についても実施した記録を保管すること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図られていない。</li> </ul>	3件
運営	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、全員が受講したことが分かるよう報告書を提出させるなど記録を残すこと。また、新規採用時についても実施した記録を保管すること。</li> </ul>	2件
運営	掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、事業所の見やすい場所に必要な掲示を行うこと。</li> </ul>	1件
運営	事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止のための研修について、全員が受講したことが分かるよう報告書を提出させるなど記録を残すこと。また、新規採用時についても実施した記録を保管すること。</li> <li>・事故が発生した場合又はそれに至る可能性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</li> </ul>	2件
介護給付費の算定及び取扱い	退所時情報提供加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するにあたっては、事前に主治の医師と調整し、指定様式の文書に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入所者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。</li> </ul>	1件
介護給付費の算定及び取扱い	所定疾患施設療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとなっているが、当該加算を算定していることのみ公表となっていたため、前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること。</li> </ul>	1件